

平成26年度

財 政 白 書

平成27年10月

上三川町企画課

## はじめに

この財政白書は、上三川町の平成26年度の普通会計の決算収支、歳入や歳出の状況についての説明資料として、平成26年度地方財政状況調査表を基に作成しました。

## 目次

1	普通会計決算の概要	
	(1) 26年度決算の特徴	1
	(2) 決算収支	2
2	歳入の状況	3
3	歳出の状況	
	(1) 目的別歳出	8
	(2) 性質別歳出	10
4	地方債の状況	13
5	債務負担行為の状況	15
6	積立金の状況	17
7	主な財政指標	
	(1) 標準財政規模	18
	(2) 財政力指数	19
	(3) 経常収支比率	20
	(4) 健全化判断比率等	21

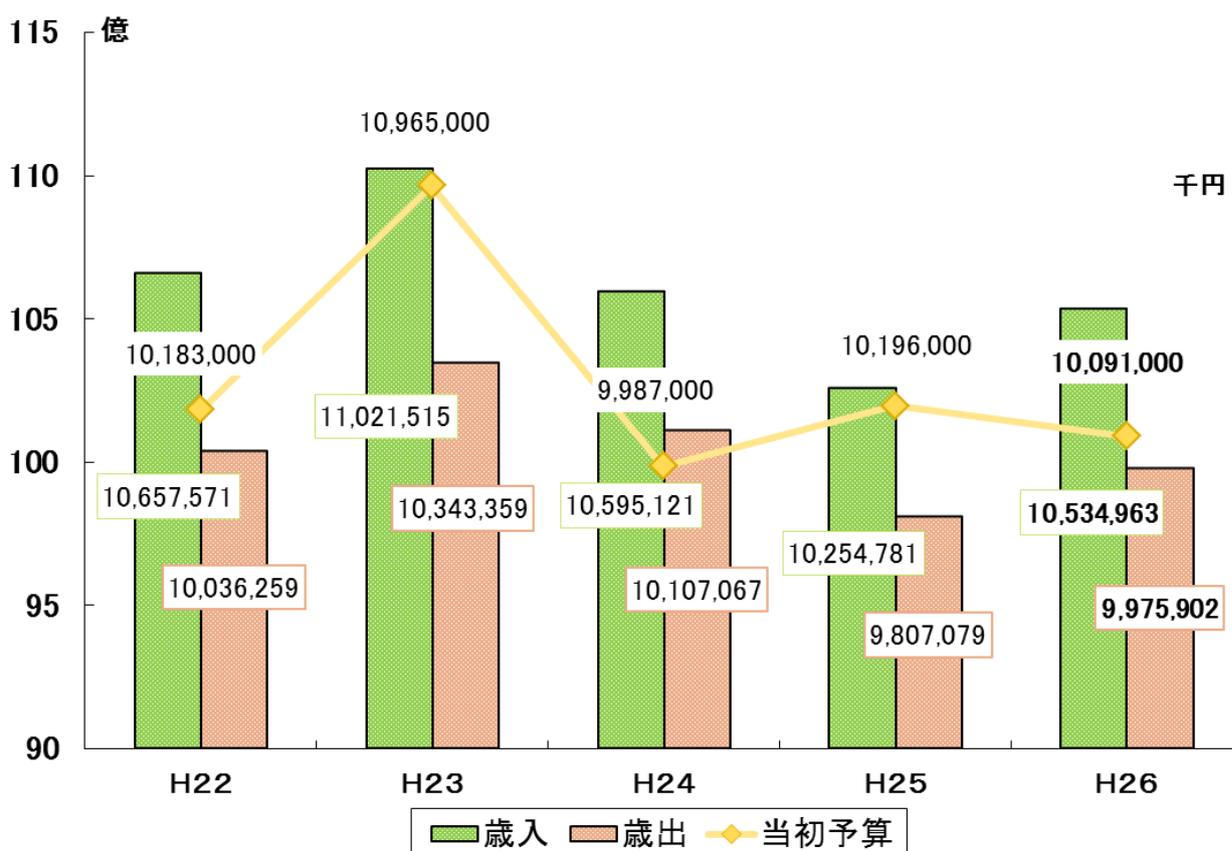
# 1 普通会計決算の概要

## (1) 26年度決算の特徴

26年度は、国の補助事業である「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」の2つの臨時給付金事業や、26年2月の大雪による被災農家を支援した「経営体育成支援事業（県の補助事業）」等により、歳入歳出決算額はともに前年比増額となりました。

特異な状況下にあった23年度（東日本大震災の復旧復興事業費が計上されていた）を除くと、近年、歳入歳出決算額はともに減少傾向にあります。

## 第1図 決算規模の推移



### ことばの意味

★普通会計・・・ 普通会計とは、財政の分析に使われる会計の区分で総務省の定める基準です。当町で普通会計に当てはまるものは、『一般会計』のみとなります。

★一般会計・・・ 町行政の運営の基本となる会計で、町会計の中心となる会計です。  
なお、この財政白書上の各数値は、一般会計のみ集計値となります。

★特別会計・・・ 特定の事業を行うために、『一般会計』と区別して経理する会計です。  
当町では、『国民健康保険事業特別会計』、『介護保険事業特別会計』、『後期高齢者医療特別会計』、『公共下水道事業特別会計』、『農業集落排水事業特別会計』の5つの特別会計があります。

★公営企業会計・・・ 『一般会計』とは区別される、民間企業と同様な独立採算制をとっている事業会計のことで、当町では『水道事業会計』が該当となります。

## (2) 決算収支

第1表 普通会計決算総括表

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度			平成25年度	
	金額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	金額 (b)	増減額 24年度比
1 歳入総額	10,534,963	280,182	2.7	10,254,781	△ 340,340
2 歳出総額	9,975,902	168,823	1.7	9,807,079	△ 299,988
3 形式収支(1-2)	559,061	111,359	24.9	447,702	△ 40,352
4 翌年度に繰り越すべき財源	54,994	22,967	71.7	32,027	27,866
5 実質収支(3-4)	504,067	88,392	21.3	415,675	△ 68,218
6 単年度収支	88,392	156,610	△ 229.6	△ 68,218	2,377
7 積立金	478	△ 60	△ 11.2	538	△ 102,055
8 繰上償還金	0	0	0.0	0	0
9 積立金取崩額	81,300	4,300	5.6	77,000	77,000
10 実質単年度収支(6+7+8-9)	7,570	152,250	△ 105.2	△ 144,680	△ 176,678

第2表 決算収支の推移

(単位：千円、%)

年度	歳 入		歳 出		実 質 収 支		単年度 収 支	実質単年度 収 支
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率		
26	10,534,963	2.7	9,975,902	1.7	504,067	21.3	88,392	7,570
25	10,254,781	△ 3.2	9,807,079	△ 3.0	415,675	△ 14.1	△ 68,218	△ 144,680
24	10,595,121	△ 3.9	10,107,067	△ 2.3	483,893	△ 12.7	△ 70,595	31,998
23	11,021,515	3.4	10,343,359	3.1	554,488	2.2	11,860	12,712
22	10,657,571	△ 4.9	10,036,259	△ 4.3	542,628	△ 15.6	△ 99,973	△ 104,151

26年4月より消費税が8%へと増税になったことに伴う「地方消費税交付金」の収入増【第3表参照】や、町税の(前年比)収入増【第4表参照】などにより、歳入歳出の差引額となる『形式収支』は前年度より大きく黒字となっています。

財政調整基金【16ページ参照】の取崩しや27年度への繰越事業財源確保のため、『積立金取崩額』と『翌年度に繰り越すべき財源』が前年度より増加していますが、26年度の『単年度収支』および『実質単年度収支』は、いずれも黒字決算となっています。

### ことばの意味

★実質収支・・・ 「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたもの。  
ここが赤字になると、いわゆる『赤字団体』とされます。

★単年度収支・・・ 「当年度の実質収支」から「前年度の実質収支」を差し引いたもの。  
前年度から引き継がれた収入・支出を除き、当該年度だけの収支を明らかにします。

★実質単年度収支・・・ 単年度収支の中からさらに、財政調整基金への積立金や取り崩した額などを増減し、計算したものです。

## 2 歳入の状況

第3表 歳入決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度				平成25年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 地方税	5,748,852	54.6	27,959	0.5	5,720,893	55.8
2 地方譲与税	136,635	1.3	△ 4,969	△ 3.5	141,604	1.4
(1) 地方揮発油譲与税	40,913	0.4	△ 2,350	△ 5.4	43,263	0.4
(2) 自動車重量譲与税	95,722	0.9	△ 2,619	△ 2.7	98,341	1.0
3 利子割交付金	7,043	0.1	△ 718	△ 9.3	7,761	0.1
4 配当割交付金	29,528	0.3	14,512	96.6	15,016	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	16,164	0.2	△ 8,058	△ 33.3	24,222	0.2
6 地方消費税交付金	396,218	3.8	65,836	19.9	330,382	3.2
7 自動車取得税交付金	21,039	0.2	△ 22,014	△ 51.1	43,053	0.4
8 地方特例交付金	20,939	0.2	△ 738	△ 3.4	21,677	0.2
9 地方交付税	607,450	5.8	10,115	1.7	597,335	5.8
(1) 普通交付税	429,982	4.1	△ 6,240	△ 1.4	436,222	4.3
(2) 特別交付税	177,468	1.7	16,355	10.2	161,113	1.6
10 交通安全対策特別交付金	3,879	0.0	△ 517	△ 11.8	4,396	0.0
小計(一般財源)	6,987,747	66.3	81,408	1.2	6,906,339	67.3
11 分担金及び負担金	104,642	1.0	12,827	14.0	91,815	0.9
12 使用料及び手数料	73,018	0.7	△ 2,938	△ 3.9	75,956	0.7
13 国庫支出金	1,163,857	11.0	△ 68,934	△ 5.6	1,232,791	12.0
14 県支出金	932,118	8.8	228,275	32.4	703,843	6.9
15 財産収入	19,085	0.2	10,570	124.1	8,515	0.1
16 寄付金	1,880	0.0	△ 6,740	△ 78.2	8,620	0.1
17 繰入金	351,023	3.3	31,969	10.0	319,054	3.1
18 繰越金	447,702	4.2	△ 40,352	△ 8.3	488,054	4.8
19 諸収入	70,791	0.7	22,597	46.9	48,194	0.5
20 地方債	383,100	3.6	11,500	3.1	371,600	3.6
小計(特定財源)	3,547,216	33.7	198,774	5.9	3,348,442	32.7
歳入合計	10,534,963	100.0	280,182	2.7	10,254,781	100.0
自主財源(1+11+12+15~19)	6,816,993	64.7	55,892	0.8	6,761,101	65.9
依存財源(2~10+13+14+20)	3,717,970	35.3	224,290	6.4	3,493,680	34.1

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

増加額の大きい『県支出金』は、前述した大雪による被災農家への「経営体育成支援事業【+120,948千円】」への補助金とその主な要因になります。

また、消費税増税に伴い、『地方消費税交付金』のうち「社会保障財源交付分【+62,952千円】」が新設・交付されたことにより、前年比増額となっています。

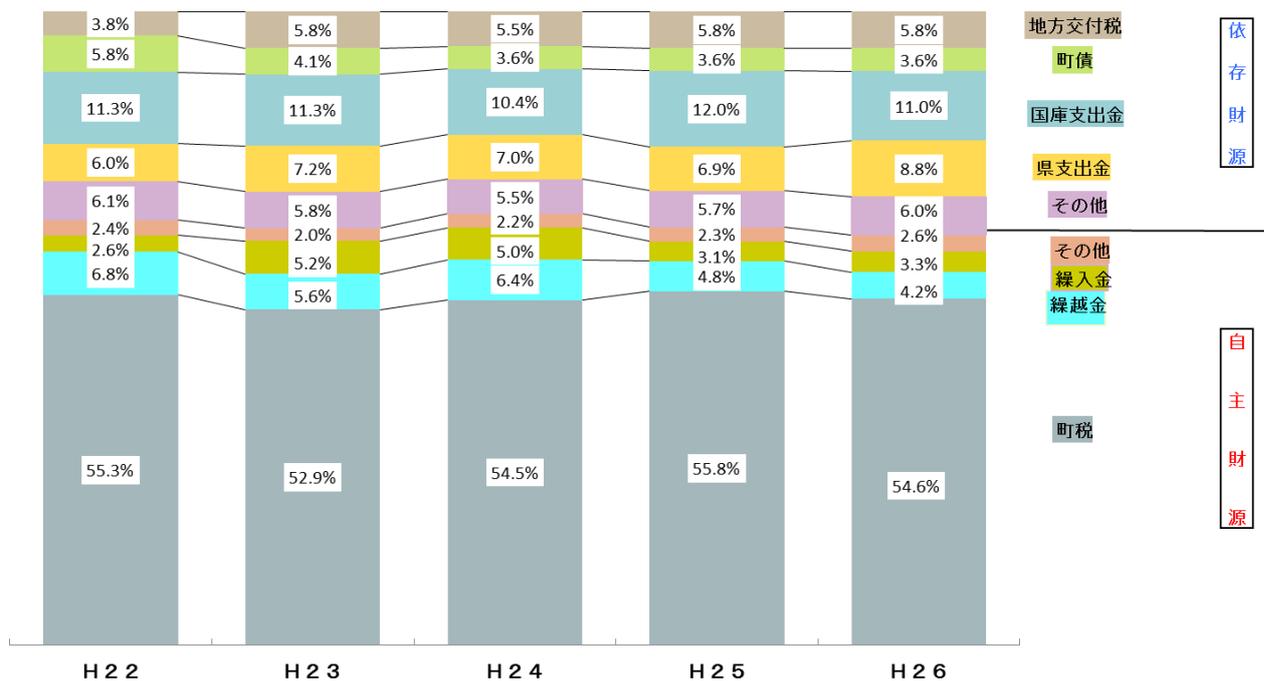
『国庫支出金』については、前述の2つの「臨時給付金事業【+101,926千円】」への補助金が新しく交付されましたが、「小中学校大規模・耐震改修事業【▲70,673千円】」や道路や橋梁等の整備に係る「社会資本整備総合交付金事業【▲85,647千円】」の各補助金の減収により、全体としては、大きく減額となりました。

『地方税』等の自主財源も前年比増額となっていますが、『県支出金』や『地方消費税交付金』などの国や県の補助金等に依存する財源が大きく増加しています。その結果、歳入全体における依存財源の割合は前年度よりさらに1.2ポイント高くなり、近年、拡大する傾向にあります。

## ことばの意味

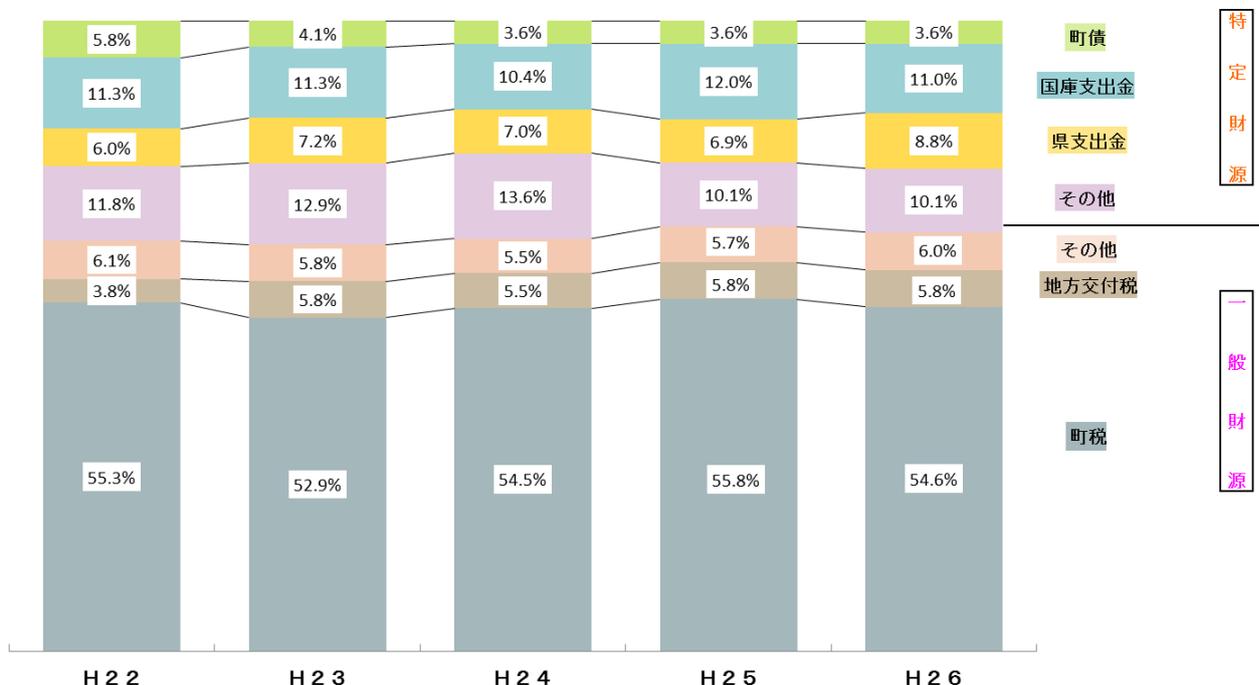
- ★**地方譲与税**・・・ 国税の一部から町に譲与されるお金。道路の延長や面積を基準に交付される地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税があります。
- ★**〇〇〇交付金**・・・ 皆さんが納めている国税（消費税や所得税など）や県税（自動車取得税）から、町に配分されてくる税金。
- ★**地方交付税**・・・ 全国の市町村で同じ行政サービスが受けられるように、国から配分されるお金。普通交付税と特別交付税の2種類があります。
- ★**国庫／県支出金**・・・ 特定の事業実施のため、その使い道が指定されて、国や県から渡されるお金。
- ★**財産収入**・・・ 町有地の払い下げによる収入や基金（貯金）の利子収入。
- ★**繰入金**・・・ 積み立てていた基金（貯金）を取り崩して、予算に繰り入れるお金。
- ★**繰越金**・・・ 前年度決算により残ったお金。
- ★**地方債**・・・ 町が事業を行う場合に、その不足資金を調達するために、長期間、銀行などから借り入れるお金。借金（ローン）のこと。
- ★**特定財源**・・・ その使い道が決められている財源。
- ★**一般財源**・・・ どのような経費にも使える財源。
- ★**依存財源**・・・ 国や県の基準等により交付される財源。
- ★**自主財源**・・・ 町が自主的に調達できる財源。

第2図 歳入構成の推移(その1)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第3図 歳入構成の推移(その2)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

#### 第4表 町税の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度				平成25年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
一 普通税	5,526,078	96.1	30,351	0.6	5,495,727	96.1
(1) 市町村民税	2,084,368	36.3	35,683	1.7	2,048,685	35.8
(7) 個人分	1,636,355	28.5	2,756	0.2	1,633,599	28.6
(4) 法人分	448,013	7.8	32,927	7.9	415,086	7.3
(2) 固定資産税	3,067,935	53.4	350	0.0	3,067,585	53.6
(7) 純固定資産税	3,064,379	53.3	350	0.0	3,064,029	53.6
① 土地	1,035,781	18.0	△ 25,292	△ 2.4	1,061,073	18.5
② 家屋	1,093,739	19.0	17,346	1.6	1,076,393	18.8
③ 償却資産	934,859	16.3	8,296	0.9	926,563	16.2
(4) 交納付金	3,556	0.1	0	0.0	3,556	0.1
(3) 軽自動車税	63,537	1.1	2,757	4.5	60,780	1.1
(4) 市町村たばこ税	310,238	5.4	△ 8,439	△ 2.6	318,677	5.6
二 目的税	222,774	3.9	△ 2,392	△ 1.1	225,166	3.9
(1) 都市計画税	222,774	3.9	△ 2,392	△ 1.1	225,166	3.9
合 計	5,748,852	100.0	27,959	0.5	5,720,893	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『市町村民税』のうち「法人分」については、円安の影響等による町内企業の業績改善傾向が見受けられ、前年比増収となりました。

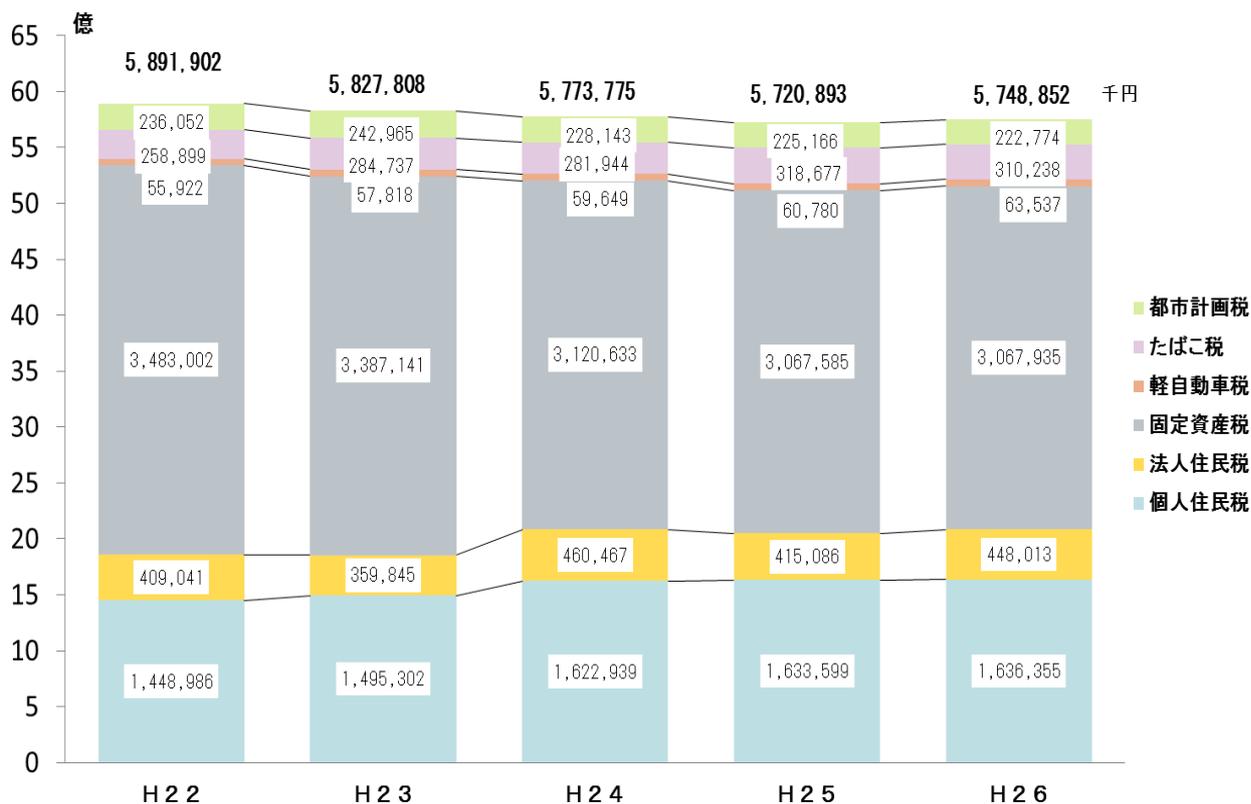
『固定資産税』のうち「土地」分については住宅地評価の下落修正に伴い、本年度も減収になっています。一方で、「家屋」分については新增家屋の追加によって増収に、また「償却資産」分についても上記「法人分」と同様に、企業業績の改善傾向から増収となりました。

「土地」・「家屋」・「償却資産」は、近年ほぼ同程度の税収入が計上されています。それらの全体に占める割合は50%を超えており、固定資産税が町税収入の根幹となっています。

『市町村たばこ税』は、消費税増税の影響からか、減収する結果になっています。

町税収入全体としては、20年度決算以来6年ぶりの(前年比)増収となりました。

第4図 町税収入の推移



※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

24年度は、『固定資産税』の3年に1度の評価替えにあたります（次回は27年度です）。近年では、土地の評価下落および家屋の減価償却により、前年度より大きく減収する結果となっています。

『都市計画税』の課税対象となる土地と家屋（市街化区域内）は、固定資産税における評価額を元に算出しているため、固定資産税の収入割合と同様の推移をたどることになります。

24年度の『個人住民税』の増額は、子ども手当制度と連携した16歳未満年少扶養控除の廃止により、課税所得額が増額となったことによるものです。

『たばこ税』の増額は、いずれも税制改正によるもので、23年度については22年10月よりたばこ1本あたりの税額が引き上げられたこと、25年度については道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税へと振り分けられたことによるものです。

近年では、毎年のように大きな税率等の改正が行われていることなどにより、税目ごとの収入額については、年度により増減のばらつきが見られますが、長引く景気低迷の影響などにもよって、町税収入全体としては、減収傾向にあります。

### 3 歳出の状況

#### 目的別歳出

歳出を分類する場合、「目的別」・「性質別」の2種類で分類することが出来ます。「目的別」では行政目的（仕事の内容）で分類するので、町の仕事のどの分野に重点的にお金がかけられているかが分かります。

第5表 目的別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度				平成25年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 議会費	126,852	1.3	2,595	2.1	124,257	1.3
2 総務費	997,338	10.0	28,275	2.9	969,063	9.9
3 民生費	3,171,936	31.8	296,161	10.3	2,875,775	29.3
4 衛生費	1,004,519	10.1	2,490	0.2	1,002,029	10.2
5 労働費	113	0.0	0	0.0	113	0.0
6 農林水産業費	638,478	6.4	204,315	47.1	434,163	4.4
7 商工費	67,064	0.7	△ 539	△ 0.8	67,603	0.7
8 土木費	1,083,986	10.9	△ 193,202	△ 15.1	1,277,188	13.0
9 消防費	498,237	5.0	△ 2,901	△ 0.6	501,138	5.1
10 教育費	1,495,863	15.0	△ 141,948	△ 8.7	1,637,811	16.7
11 災害復旧費	10,476	0.1	10,476	皆増	0	0.0
12 公債費	881,040	8.8	△ 36,899	△ 4.0	917,939	9.4
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	9,975,902	100.0	168,823	1.7	9,807,079	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

減少額の大きい『土木費』については、道路や橋梁等の整備に係る「社会資本整備総合交付金」事業費が大きく減少【▲160,440千円】したことによります。

また、『教育費』において、21年度より順次実施してきた「小中学校大規模・耐震改修事業」が、26年度で完了となりました。26年度は、北小・明治小・本郷北小の各校舎と明治中の体育館を再整備しましたが、事業費については前年比減額【▲112,730千円】となっています（25年度は6校分）。

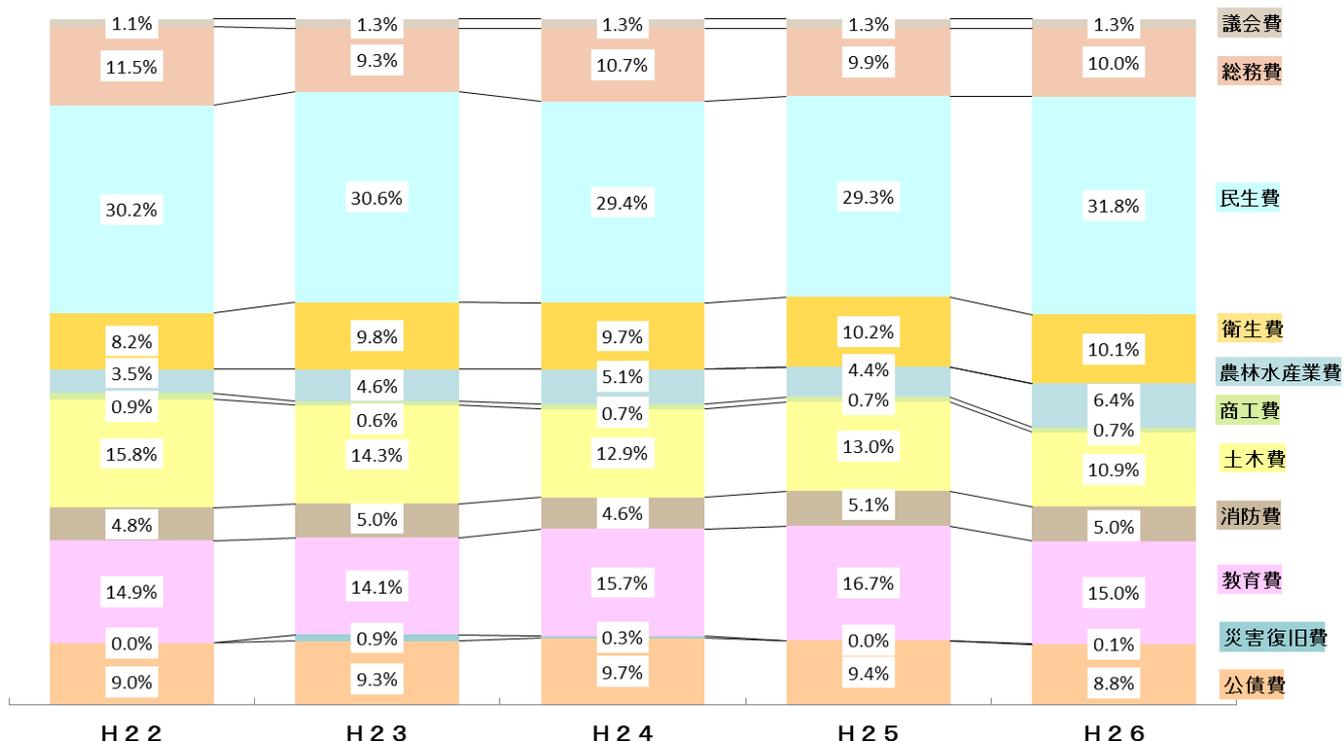
増加額の大きい『民生費』には、福祉と子育て、2つの「臨時給付金事業【+91,405千円】」が含まれます。また、「蓼沼保育園」の増築および「グループホームぽぷら」の新設への各補助事業費【+105,536千円】などが計上されています。

『農林水産業費』については、大雪被害農家に対する「経営体育成支援事業【+157,142千円】」等により、前年と比べて大きく増加しています。

また、同じく大雪による被害にあった上三川中学校や富士山公園の駐輪場の修繕工事費が、『災害復旧費』として26年度は計上されることになりました。

構成比の割合では、『民生費』・『教育費』・『土木費』が上位3項目となっていますが、『教育費』および『土木費』は、学校や道路といった公共事業費の減少により、近年減額の傾向にあります。一方で、『民生費』については、障害者自立支援法や児童福祉法等の改正に伴い、その対象者や支援項目等が増加しているため、事業費総額および構成費割合はともに年々拡大しています。

## 第5図 目的別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

### ことばの意味

- ★議会費・・・議員報酬等の議会運営に要する費用。
- ★総務費・・・税金徴収や戸籍事務、まちづくり等のために要する費用。
- ★民生費・・・保育所の運営や高齢者・障がい者の生活支援等に要する費用。
- ★衛生費・・・健康診査や予防接種、ゴミ収集等に要する費用。
- ★農林水産業費・・・上三川町農業公社への補助など、農業振興のために要する費用。
- ★商工費・・・上三川町商工会への補助など、中小企業の振興のために要する費用。
- ★土木費・・・道路や橋、公園等の管理および整備に要する費用。
- ★消防費・・・石橋地区消防組合への負担金や町消防団の運営等に要する費用。
- ★教育費・・・学校教育や幼稚園の運営、文化振興等に要する費用。
- ★災害復旧費・・・地震や台風等の自然災害の対応に要する費用。
- ★公債費・・・地方債（借金）返済のための費用。

## (2) 性質別歳出

「性質別」では人件費や物件費といった経済的性質に分類することで、財政の健全度等を把握することが出来ます。

「義務的経費」とは、支出することが制度的に義務づけられていて、削減のしにくい経費のことで、この割合が大きくなっていくと財政運営が硬直化傾向にあるとされます。

また、「投資的経費」とは、道路や建物など形として残るものに使われる経費のことです。一方、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに使われる経費が「消費的経費」です。

第6表 性質別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度				平成25年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 人件費	1,635,593	16.4	60,871	3.9	1,574,722	16.1
2 物件費	1,551,893	15.6	57,705	3.9	1,494,188	15.2
3 維持補修費	30,546	0.3	△ 1,067	△ 3.4	31,613	0.3
4 扶助費	1,891,344	19.0	134,690	7.7	1,756,654	17.9
5 補助費等	1,282,737	12.9	74,959	6.2	1,207,778	12.3
6 普通建設事業費	1,145,601	11.5	△ 155,381	△ 11.9	1,300,982	13.3
(1) 補助事業費	479,855	4.8	△ 282,591	△ 37.1	762,446	7.8
(2) 単独事業費	665,746	6.7	127,210	23.6	538,536	5.5
7 災害復旧事業費	10,476	0.1	10,476	皆増	0	0.0
8 公債費	881,040	8.8	△ 36,899	△ 4.0	917,939	9.4
9 積立金	31,581	0.3	△ 70,166	△ 69.0	101,747	1.0
10 投資及び出資金	49,009	0.5	10,009	25.7	39,000	0.4
11 繰出金	1,466,082	14.7	83,626	6.0	1,382,456	14.1
合 計	9,975,902	100.0	168,823	1.7	9,807,079	100.0
義務的経費(1+4+8)	4,407,977	44.2	158,662	3.7	4,249,315	43.3
任意的経費(2+3+5+6+7+9~11)	5,567,925	55.8	10,161	0.2	5,557,764	56.7
消費的経費(1~5)	6,392,113	64.1	327,158	5.4	6,064,955	61.8
投資的経費(6+7)	1,156,077	11.6	△ 144,905	△ 11.1	1,300,982	13.3
その他の経費(8~11)	2,427,712	24.3	△ 13,430	△ 0.6	2,441,142	24.9

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

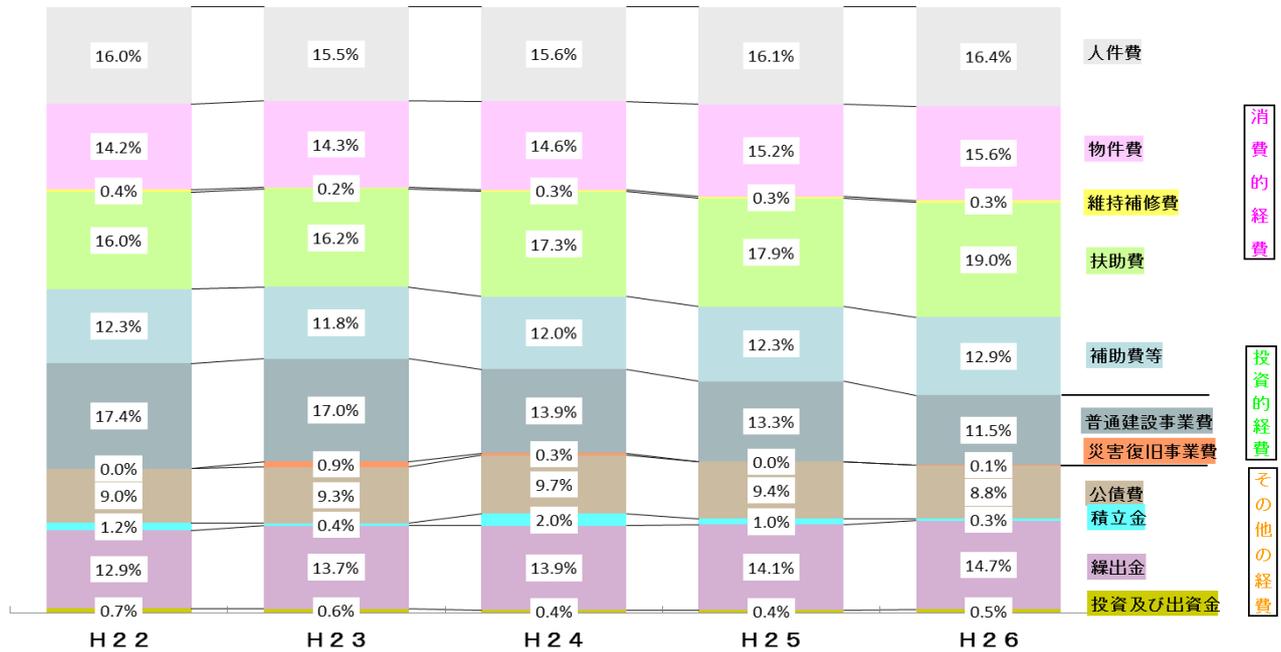
減少額の大きい『普通建設事業費』のうち『補助事業費』については、前述の道路等整備に係る「社会資本整備総合交付金事業」や「小中学校大規模・耐震改修事業」などの国庫補助事業費の減少によるものです。なお、「小中学校大規模・耐震改修事業」については、一部国庫補助認定外の事業費【+68,758千円】が含まれており、その分は『単独事業費』へ計上されています。

増加額の大きい『扶助費』については、26年度からの2つの「臨時給付金事業」も含まれますが、その他、「障害者自立支援給付事業」や「保育所事業費」の増額によるものです。各制度改正の影響により、少子高齢化対策や障害者支援に要する経費は、年々増加の一途をたどっています。

なお、この『扶助費』の増額が、そのまま『義務的経費』または『消費的経費』の増額にもつながっています。

『投資的経費』の減額は、主に『普通建設事業費』が前年度より減額となったことによるものです。

第6図 性質別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★物件費・・・公共施設の管理のための委託費や消耗品・光熱水費などの事務的な経費。
- ★維持補修費・・・公共施設や公用車等の維持修繕費用。
- ★扶助費・・・子ども医療費の助成や高齢者・障害者の生活支援等。
- ★補助費等・・・各種団体（消防・救急医療・自治会等）への負担金や活動支援等。
- ★普通建設事業費・・・道路や河川、学校などの整備・改修工事費用。
- ★積立金・・・基金への貯金。
- ★繰出金・・・各保健医療特別会計や下水道事業特別会計への支出。
- ★投資及び出資金・・・水道事業会計への支出等。

第7表 普通建設事業費目的別内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度				平成25年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 議会費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2 総務費	11,842	1.0	2,243	23.4	9,599	0.7
3 民生費	105,721	9.2	103,097	3,929.0	2,624	0.2
4 衛生費	19,285	1.7	3,992	26.1	15,293	1.2
5 労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 農林水産業費	65,166	5.7	32,139	97.3	33,027	2.5
7 商工費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8 土木費	423,832	37.0	△ 212,164	△ 33.4	635,996	48.9
(1) 道路橋りょう費	258,037	22.5	△ 102,197	△ 28.4	360,234	27.7
(2) 都市計画費	50,271	4.4	△ 112,946	△ 69.2	163,217	12.5
(3) 住宅費	17,408	1.5	△ 4,775	△ 21.5	22,183	1.7
(4) その他	98,116	8.6	7,754	8.6	90,362	6.9
9 消防費	33,663	2.9	20,164	149.4	13,499	1.0
10 教育費	486,092	42.4	△ 104,852	△ 17.7	590,944	45.4
(1) 小学校費	402,598	35.1	56,493	16.3	346,105	26.6
(2) 中学校費	70,625	6.2	△ 167,327	△ 70.3	237,952	18.3
(3) その他費	12,869	1.1	5,982	86.9	6,887	0.5
11 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	1,145,601	100.0	△ 155,381	△ 11.9	1,300,982	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

増加率の大きい『民生費』には、「蓼沼保育園」と「グループホームぽぶら」の各施設整備に対する補助事業費が計上されています。また、『消防費』においては、上蒲生地内の町消防団詰所を新しく整備いたしました。

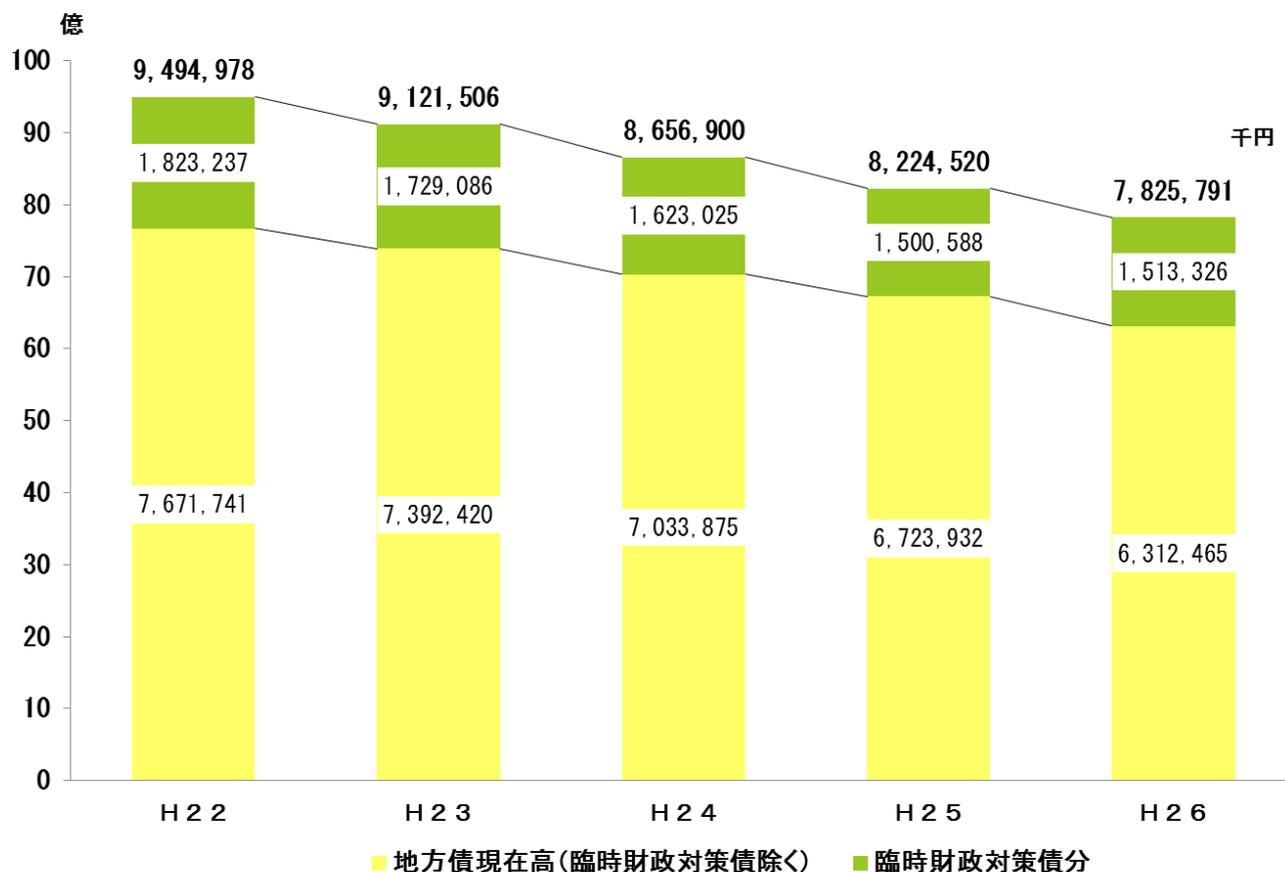
『土木費』と『教育費』の減額は、町道の整備事業費、小中学校大規模・耐震改修事業費がそれぞれ前年比減額となったことによるものです。

なお、普通建設事業費（公共事業費）の総額としては、上三川いきいきプラザの整備以降、減少傾向にあります。

今後工事が予定されている上三川小学校体育館整備費用や生涯学習センター整備費用については『教育費』に、また、防災行政無線及び消防救急無線の整備費用については『消防費』に計上されることとなります。

## 4 地方債（借金）の状況

第7図 地方債現在高の推移



新規の地方債発行が公債費を下回ったため【新規借入額 < 借金返済額】に、26年度においても臨時財政対策債分を含めた『地方債現在高』は着実に減少しています。

臨時財政対策債については、22年度以来4年ぶりに借入【+138,000千円】を行ったため、その現在高は増加する結果となっています。

なお、地方債残高を町民1人あたりに換算すると、250,033円となります。

[H27.3.31 現在人口 31,299人]

### ことばの意味

★臨時財政対策債・・・ 地方債は、原則として道路整備や学校整備等の建設事業のために発行されるものですが、地方一般財源の不足に対処するため、建設事業以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債です。

いわゆる、赤字公債のことですが、後年度に地方交付税【4ページ参照】として国が補てんするとされているため、毎年、多くの地方自治体で発行されています。

第8表 地方債現在高の状況（目的別）

（単位：千円、％）

区 分	平成26年度				平成25年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 公共事業等債	113,748	1.5	9,461	9.1	104,287	1.3
2 公営住宅建設事業債	52,006	0.7	△ 18,321	△ 26.1	70,327	0.9
3 災害復旧事業債	9,035	0.1	△ 1,265	△ 12.3	10,300	0.1
4 緊急防災・減災事業債	259,598	3.3	△ 8,702	△ 3.2	268,300	3.3
5 全国防災事業債	342,800	4.4	101,800	42.2	241,000	2.9
6 学校教育施設等整備事業債	948,561	12.1	24,344	2.6	924,217	11.2
7 一般廃棄物処理事業債	85,595	1.1	△ 84,632	△ 49.7	170,227	2.1
8 一般補助施設整備等事業債	670,422	8.6	△ 64,917	△ 8.8	735,339	8.9
9 一般単独事業債	3,154,729	40.3	△ 247,217	△ 7.3	3,401,946	41.4
10 財源対策債	341,233	4.4	△ 17,979	△ 5.0	359,212	4.4
11 臨時財政特例債	2,244	0.0	△ 686	△ 23.4	2,930	0.0
12 減税補てん債	301,002	3.8	△ 91,209	△ 23.3	392,211	4.8
13 臨時税収補てん債	31,492	0.4	△ 12,144	△ 27.8	43,636	0.5
14 臨時財政対策債	1,513,326	19.3	12,738	0.8	1,500,588	18.2
15 県貸付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	7,825,791	100.0	△ 398,729	△ 4.8	8,224,520	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

北小と明治中の耐震改修事業費は『全国防災事業債』として、本北小と明小の大規模改修事業費は『学校教育施設等整備事業債』として借りました。

『公共事業等債』は、町道整備事業のために借りましたものです。

第9表 地方債現在高の状況（借入先別）

（単位：千円、％）

区 分	平成26年度				平成25年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 政府資金	3,132,000	40.0	△ 509,416	△ 14.0	3,641,416	44.3
(1) 財政融資資金	2,681,892	34.3	△ 439,101	△ 14.1	3,120,993	37.9
うち旧資金運用部資金	214,801	2.7	△ 146,531	△ 40.6	361,332	4.4
(2) 旧郵政公社資金	450,108	5.8	△ 70,315	△ 13.5	520,423	6.3
うち旧郵便貯金資金	55,734	0.7	△ 23,479	△ 29.6	79,213	1.0
うち旧簡易生命保険資金	394,374	5.0	△ 46,836	△ 10.6	441,210	5.4
2 地方公共団体金融機構資金	1,130,534	14.4	54,237	5.0	1,076,297	13.1
3 市中銀行	3,117,637	39.8	102,593	3.4	3,015,044	36.7
4 その他の金融機関	441,420	5.6	△ 45,093	△ 9.3	486,513	5.9
5 共済等	4,200	0.1	△ 1,050	△ 20.0	5,250	0.1
合 計	7,825,791	100.0	△ 398,729	△ 4.8	8,224,520	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『全国防災事業債【第8表参照】』については『地方公共団体金融機構資金』から、その他の起債は全て『市中銀行（民間の銀行）』から借りました。

## 5 債務負担行為の状況

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

第10表 債務負担行為の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度			平成25年度	
	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	次年度以降 支出予定額 (b)	増減額 24年度比
利子補給等に係るもの	1,406	△ 6,594	△ 82.4	8,000	△ 8,408
農林水産関係に係るもの	1,406	△ 6,594	△ 82.4	8,000	△ 8,408
商工関係に係るもの	0	0	0.0	0	0
住宅関係に係るもの	0	0	0.0	0	0
その他に係るもの	1,803,402	163,903	10.0	1,639,499	159,284
合 計	1,804,808	157,309	9.5	1,647,499	150,876

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

「その他に係るもの」には、上三川いきいきプラザや図書館、各コミュニティセンターなど町施設の指定管理契約等の支出予定額が計上されます。図書館における27年度から5ヵ年分の指定管理契約の支出予定額などが新たに計上されています。

### ことばの意味

★利子補給・・・ 特定の融資を行った金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部に相当する金額を給付すること。当町では農業の発展のため、農業経営に係る借入に対して、この制度を設けています。

## 6 積立金（貯金）の状況

第11表 積立基金現在高の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度				平成25年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 財政調整基金	760,449	32.1	△ 80,822	△ 9.6	841,271	32.2
2 減債基金	1,071,659	45.3	△ 109,279	△ 9.3	1,180,938	45.2
3 その他の特定目的基金	534,348	22.6	△ 58,095	△ 9.8	592,443	22.7
合 計	2,366,456	100.0	△ 248,196	△ 9.5	2,614,652	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『**財政調整基金**』は、26年2月の大雪による被災農家支援事業などへの財源として取崩し【▲81,300千円】ました。

『**減債基金**（町債管理基金）』については、26年度も上三川いきいきプラザ整備事業の起債（借金）の返済に充てています。

『**その他の特定目的基金**』では、小中学校大規模・耐震改修事業の財源として、義務教育施設整備基金を充てるなど、合計88,470千円の取り崩しを行いました。一方で、生涯学習センター整備基金へ、30,000千円の積み増しを行っています（※24・25年度はそれぞれ1億円を積立）。

その他、各基金とも利子分の積立を行っています。

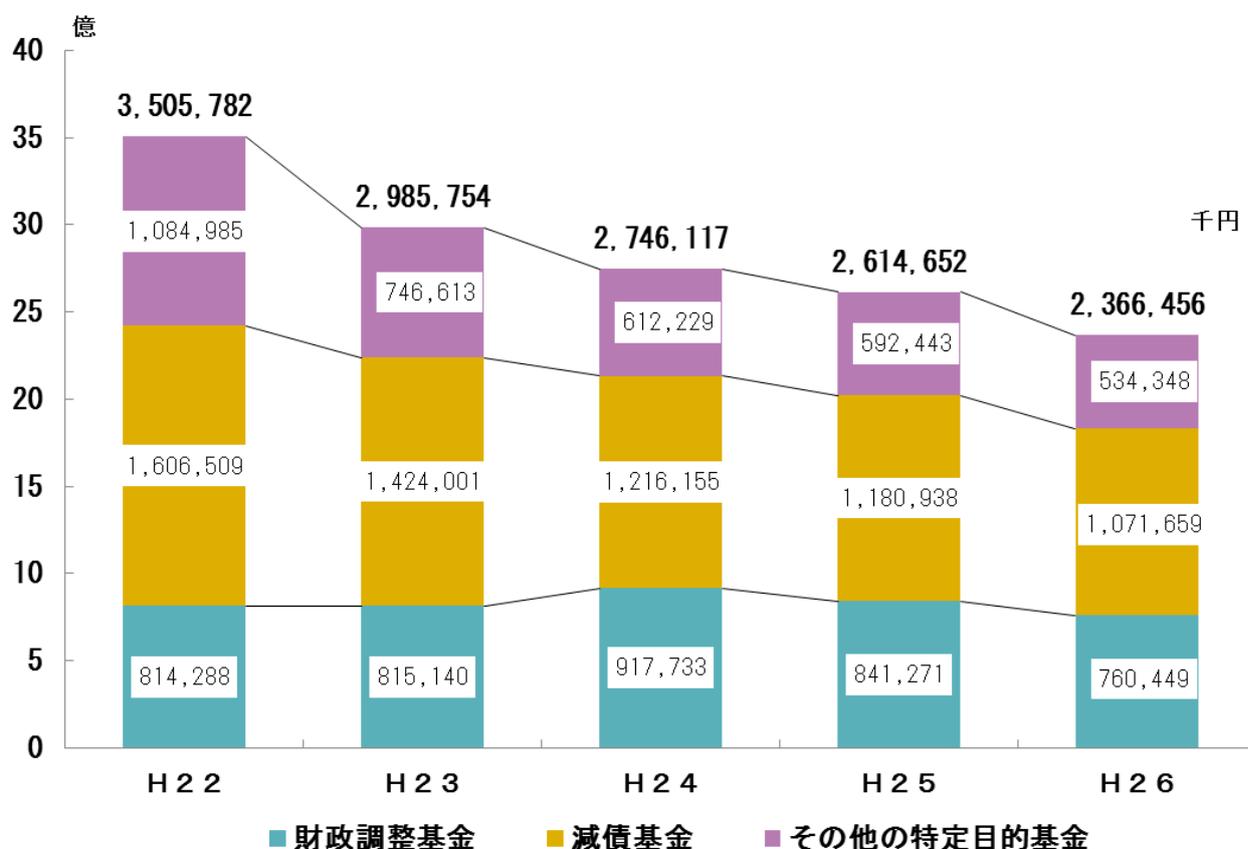
なお、基金残高を町民1人あたりに換算すると、83,161円となります。

[H27.3.31 現在人口 31,299人]

### ことばの意味

- ★**財政調整基金**・・・ 大幅な収入の減少や思わぬ支出に備え、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のあるときに積み立てておく貯金のことです。
- ★**減債基金**・・・ 公債費の償還を計画的に行う目的で積み立てる基金で、本町では町債管理基金という名称です。
- ★**その他の特定目的基金**・・・ 本町において該当するものは、地域振興基金、町営住宅施設整備基金、義務教育施設整備基金、社会福祉基金、東日本大震災復興推進基金、そして生涯学習センター整備基金の計6つがあります。

## 第8図 積立金残高の推移



『その他の特定目的基金』は、「義務教育施設整備基金」を21年度より順次実施している小中学校改修事業（26年度に事業完了）の財源に充てていることなどにより、その残高は減少しています。

23年度から、上三川いきいきプラザ整備事業の起債（借金）の償還費用として、『減債基金（町債管理基金）』を取り崩しています。

『財政調整基金』は、後年度の臨時的事業の実施に備えるために、単年度の町税収入の1割（約6億円）以上を確保することに努めています。

予算上の歳入不足分は、『財政調整基金』や『減債基金（町債管理基金）』を取り崩すことで補てんしているため、近年、町税収入の減少に比例して、基金の総残高も減少している状況にあります。

## 7 主な財政指標

### (1) 標準財政規模

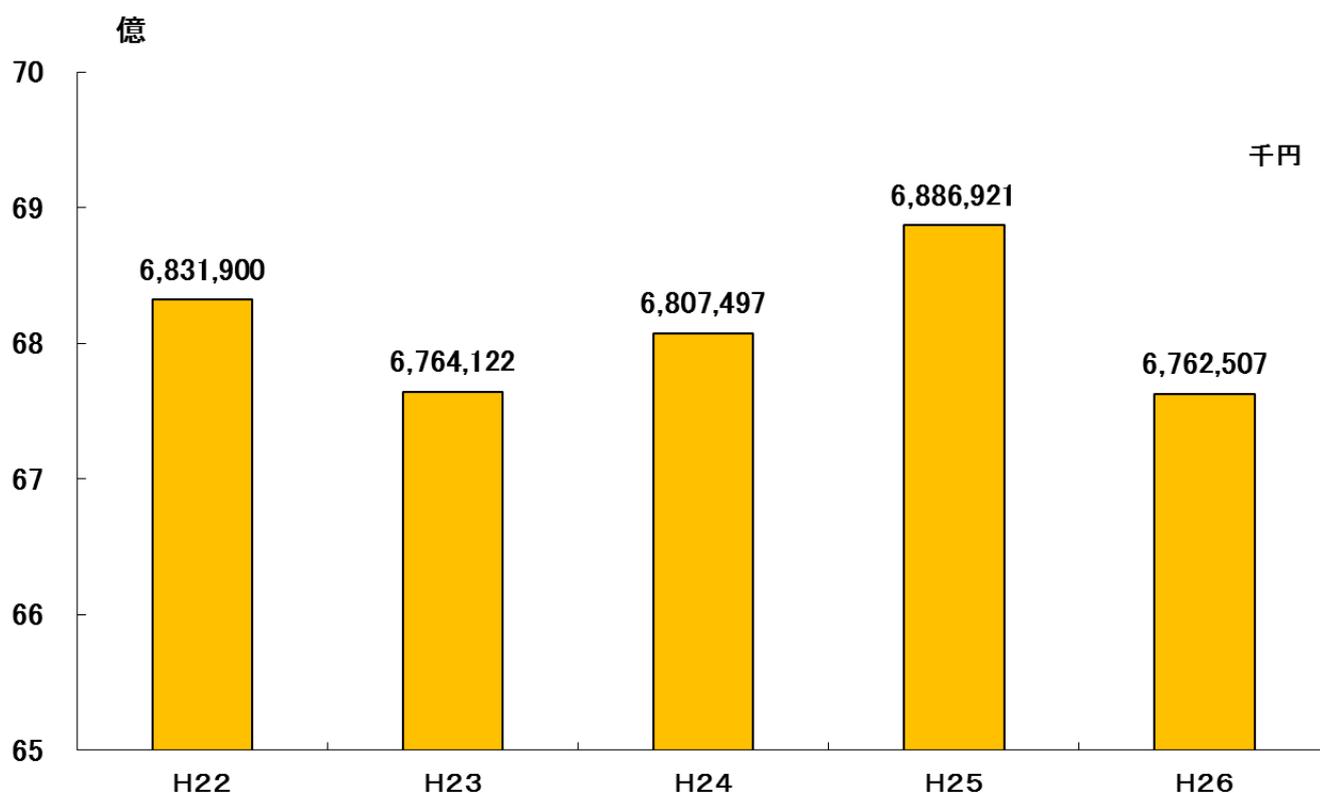
普通交付税を計算する上で算定される、その町の標準的な一般財源の収入見込額のことです。財政を分析する際などに、その町の財政能力とみなされています。

地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当となります。

当町では例年、68億円前後の数値で推移しています。

26年度値は25年度町税収入額を元に算出されているため、前年比減額となっていますが、26年度の町税収入増により、27年度値は増加することになります。

### 第9図 標準財政規模の推移

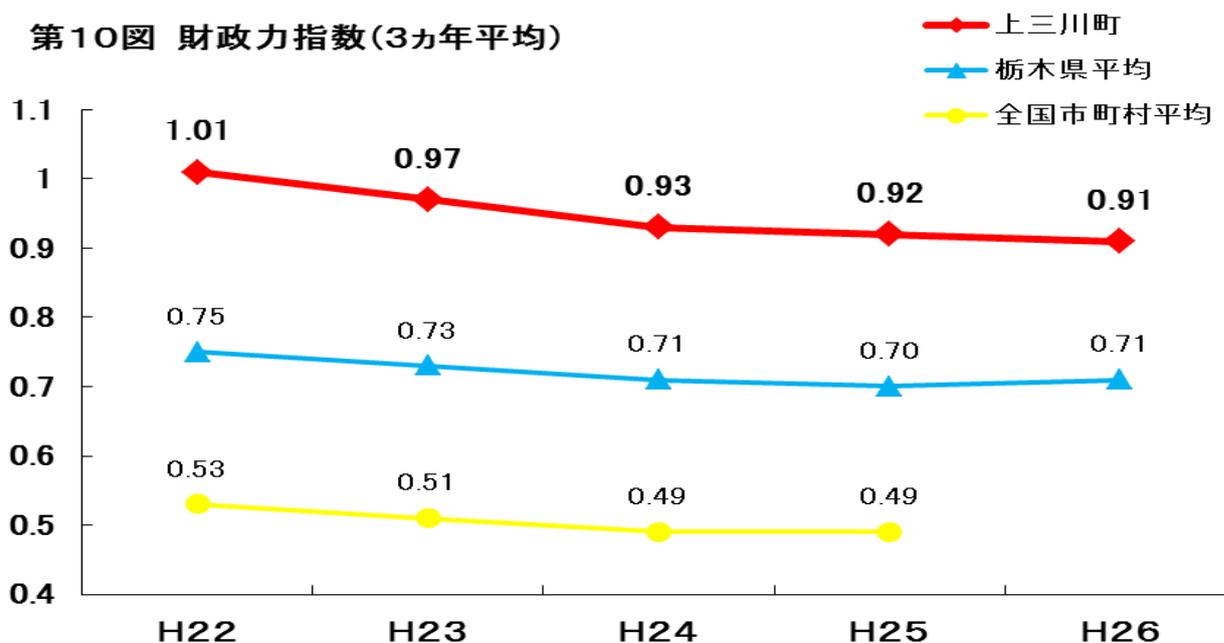


## (2) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年の平均値です。地方公共団体の財政力を示す指数として使われます。単年度での財政力指数が1を超える場合、普通交付税の不交付団体となります。

近年は、町税の減収に伴い、指標も下降傾向にあって、22年度からは普通交付税の交付団体となっていますが、栃木県平均、全国平均（H26は未算定）との比較からは、依然として良好な数値であると言えます。

第10図 財政力指数(3カ年平均)



第12表 基準財政額の推移

(単位：千円)

	H22	H23	H24	H25	H26
基準財政需要額	4,869,444	4,933,560	4,748,047	4,900,294	4,848,301
基準財政収入額	4,624,025	4,521,419	4,348,380	4,464,072	4,418,319
(3カ年平均) 財政力指数	1.008	0.966	0.927	0.914	0.913
(単年度) 財政力指数	0.950	0.916	0.916	0.911	0.911

単年度の財政力指数が『1』を下回った22年度より、普通交付税の交付団体になっています。

### ことばの意味

★**基準財政需要額**・・・各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準に算定された額となります。

★**基準財政収入額**・・・各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。具体的には、町の標準的な税収入から一定割合により算定された額となります。

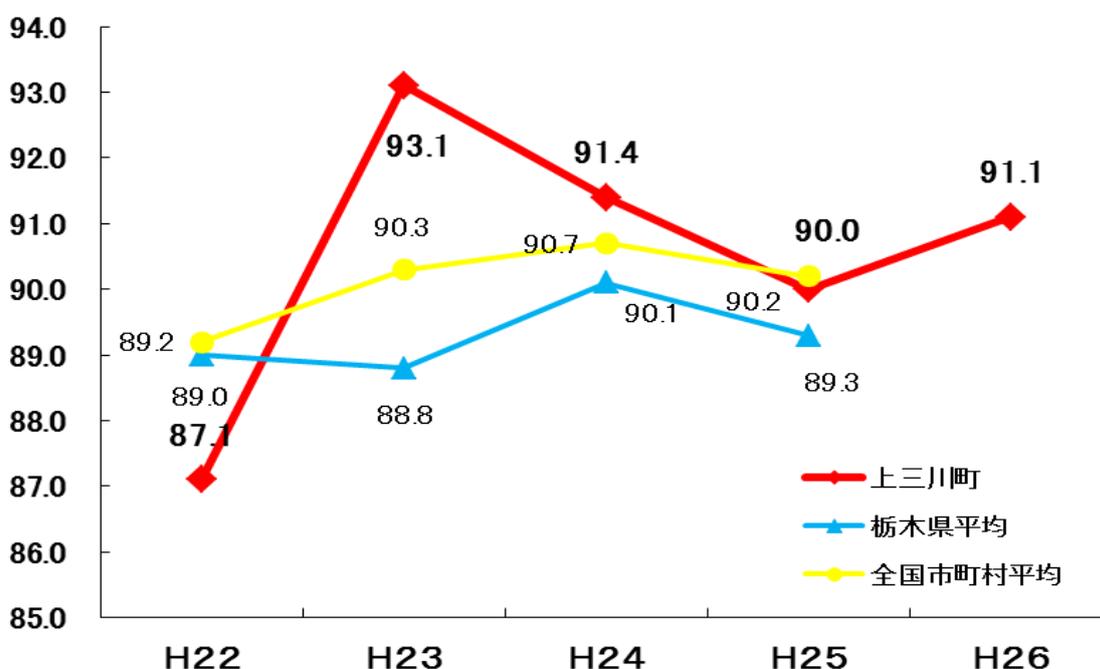
### (3) 経常収支比率

町が自由に使える町税などの経常一般財源収入のうち、人件費や扶助費、公債費など避けられない必要な経費が占める割合。値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示します。目安として、市町村では75%～80%程度が「適正」とされています。

20年度より共用開始となった上三川いきいきプラザの建設に係る地方債の償還(『公債費分』)が、23年度より順次開始してきたことなどにより、他団体との比較においては高い水準の指数となっています。

また、子ども医療費の助成や障害者自立支援対策といった「社会保障施策」にかかる費用支出が年々増加してきているため、『扶助費分』についての指数は、今後も上昇していくことが見込まれます。

第11図 経常収支比率の推移



区分／年度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
経常収支比率	87.1	93.1	91.4	90.0	91.1
人件費分	22.3	22.2	22.5	22.1	21.9
扶助費分	6.8	6.8	8.0	7.9	8.5
公債費分	13.3	14.3	14.9	14.0	13.1

#### (4) 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められている、『**実質赤字比率**』、『**連結実質赤字比率**』、『**実質公債費比率**』及び『**将来負担比率**』の4つの財政指標の総称です。これらの指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められています。

これらの4つの指標には、「**早期健全化基準**」、「**財政再生基準**」の2つの基準があり、この基準により「**健全段階**」「**早期健全化段階**」「**財政再生段階**」の3段階に区分されます。

また、水道事業、病院事業など公営企業を営んでいる地方公共団体には、これらの指標のほかに『**資金不足比率**』があります。

#### 第13表 健全化判断比率等

《健全化判断比率》

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
上三川町	—	—	7.4	5.4
早期健全化基準	14.13	19.13	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 「健全段階」に該当します。

《資金不足比率》

(単位：%)

	水道事業会計	公共下水道事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計
上三川町	—	—	—
経営健全化基準	20.00		

※ 不足額が生じていないため、「健全段階」に該当します。

#### ことばの意味

- ★**実質赤字比率**・・・福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★**連結実質赤字比率**・・・全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★**実質公債費比率**・・・借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、一般会計等で賄う、資金繰りの程度を示すもの。
- ★**将来負担比率**・・・地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- ★**資金不足比率**・・・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。